

農業経営者の皆様へ
(町の申告会場で申告される方へ)

平成 29 年分農業所得申告の事前準備のお願い

農業所得の申告には、**収入金額**から**必要経費**を差し引く**収支計算**が必要となります。

申告相談を円滑に進めるため、申告までに準備をお願いします。



申告準備の流れ

※①②は申告までに必ず!

①書類の保管

1年間(1月1日～12月31日)の出荷伝票等の収入金額がわかる書類と、領収書等の支払金額がわかる書類を整理します。

②仕訳・集計

収入・経費を(収支内訳書の)項目ごとに仕訳・集計します。
⇒『**収支計算準備表**』(裏面)をご利用ください。

※領収書や通帳などから転記するだけで計算ができます。

※町ホームページ(<http://www.houki-town.jp/>)にも掲載

※準備表は、領収書等の書類と一緒に申告会場にご持参ください。

③収支内訳書の作成

※作成が困難な方は、申告会場で作成します。

申告期間

平成 30 年 2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木)

※町の相談日程は、「広報ほうき 2 月号」をご覧ください。

【問い合わせ先】伯耆町役場 住民課税務室 (0859-68-3114)

平成 28 年分以降の申告からマイナンバー(個人番号)の記載が必要です!

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。か税務署にお問い合わせ下さい。